資料 1-1

【松田町第７次総合計画（素案）】に関する
パブリックコメントの募集結果について

１　実施概要

題　　名	松田町第７次総合計画（素案）
実施期間	令和８年９月 25 日（金）～令和８年 10 月 24 日（土）
周知方法	・意見募集の周知 広報紙、町公式サイト、各自治会長宛送付 ・素案の閲覧場所 町公式サイト、町役場庁舎３階（政策推進課）、 寄出張所、町生涯学習センター、町健康福祉センター ・意見提出方法 直接持参、郵送、ファックス、電子メール

２　結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	36 件（７人）
直接持参	４人
（無効な意見提出）	０人

３　提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する町の考え方は、次のとおりです。

【総括表】

区　分	意見の考慮の結果	件　数
A	意見を踏まえ、計画等に反映したもの	８件
B	意見の趣旨が既に計画等に反映されているもの	９件
C	今後の検討のために参考とするもの	16 件
D	その他（質問など）	３件

【意見・回答】

（１）はじめに ～総合計画とは～

このたびは、「松田町第７次総合計画（素案)」に対する多くの貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。いただいたご意見への回答に先立ち、本計画の性質について説明させていただきます。

総合計画とは、松田町のまちづくりにおける最上位の計画であり、町が目指す将来像とそれを実現するための長期的・基本的な方向性を総合的に示すものです。いわば、まちづくりの土台となり、進むべき方向を指し示す「羅針盤」のような役割を担っています。

そのため、本計画では、まちづくりの「基本的な考え方」や「大きな方向性」をお示しすることを目的としており、個別の事業の詳細な実施内容や、具体的な数値目標、予算額などを一つひとつ定めるものではありません。

これらの具体的な取組については、総合計画が示す方向性に基づき、分野ごとに策定する個別計画や、毎年度の予算編成の過程において、具体的に検討・決定していくこととなります。

（２）ご意見への回答にあたって

こうした計画の性質から、今回お寄せいただいたご意見のうち、特定の事業に関する具体的な実施の可否や、詳細な数値・金額、個別の施策の見直しなどに関するご意見につきましては、この総合計画の中で直接的な見解をお示しすることが適さないものがございます。

これらの貴重なご意見につきましては、今後の個別計画の策定や、具体的な事業を実施していく際の参考とさせていただきます。

以下、お寄せいただいたご意見の趣旨を踏まえ、町の考え方を回答いたします。

パブリックコメント回答一覧

【区分】A：計画に意見を反映　B：すでに反映　C：今後参考　D：その他

	分類	提出意見	区分	町の考え方
1		別紙（資料 1-2）のとおり		
2				
⋮				